

# 産経新聞

平成25年(2013) 日刊25276号  
4/26[金]  
産経新聞(サンケイ)  
THE SANKEI SHIMBUN  
発行所 産経新聞東京本社2013  
〒100-8077 東京都千代田区大手町1-7-2  
☎東京(03)3231-7111 (大代表)

購読のお申し込み ☎0120-81-2950  
http://reader.sankei.co.jp/reader/  
配達・集金などのお問い合わせ ☎0120-34-4646  
紙面・記事へのご意見・ご質問 ☎03-3275-8864  
(平日9時～18時、土曜～17時、日祝日休み)  
u-service@sankei.co.jp

## 本紙「国民の憲法」要綱



産経新聞は創刊80周年と「正論」40周年の記念事業として進めてきた「国民の憲法」要綱を、27日に発表。わが国にふさわしい「新憲法」として国柄を明記、前文で国づくりの目標を、独立自存の道義国家と掲げた。平和を維持する国防の軍保持や「国を守る義務」、緊急事態事項を新たに設けた。「困難」に対応できない現行憲法の致命欠陥を踏まえ「国民の憲法」要綱は危機に処でき「国家の羅針盤」となるよう目指した。

# 「独立自存の道義国家」

- 日本は立憲君主国と国柄を明記
- 前文で独立自存の道義国家謳う
- 天皇は元首で国の永続性の象徴
- 皇位継承は男系子孫に限る
- 領土、主権、国旗・国歌を規定
- 国の安全、独立を守る軍を保持
- 国家の緊急事態事項を新設
- 家族の尊重規定を新設
- 国民は国を守る義務を負う
- 参議院を特色ある良識の府に
- 地方自治体に国との協力を明記
- 憲法裁判を迅速化させる

## 「国民の憲法」の特徴

### 前文

日本国は先人から受け継いだ悠久の歴史をもち、天皇を国のもちとする立憲国家である。

日本国民は建国以来、天皇を国民統合のよりどころとし、専断を排して衆議を重んじ、尊敬ある近代国家を形成した。山紫水明の美しい国土と自然に恵まれ、海洋国家として独自の日本文明を築いた。よもの海をはらからと願ひ、和をもって貴しとする精神と、困難に赴く雄々しさをほそんできた。

日本国民は多様な価値観を認め、進取の気性と異文化との協和によって固有の伝統

### 「天皇は元首」「軍を保持」明記

文化を生み出してきた。先の大戦による荒廃から復興し、幾多の自然災害をしながらも精神で超克した。国際社会の中に必要な地位を占め、国際規範を尊重し、協調して重要な役割を果たす覚悟を有する。

日本国は自由主義、民主主義に立脚し、基本的人権を尊重し、議会制民主主義のうえに国民の福祉を増進し、活力ある公正な社会を実現する。国家の目標として独立自存の道義国家を目指す。人種平等を重んじ、民族の共存共栄をはかり、国際社会の安全と繁栄に積極的に貢献する。

われら日本国民は、恒久平和を希求しつつ、国の主権、独立、名誉を守ることが決意する。これら崇高な理想と誇りをもって、ここに憲法を制定する。(13面に解説)

憲法をよやく日本人の手に取り戻せる。自らの力で立ち、国の命運を決し、切り開いていく。この当たり前のことが、本紙の「国民の憲法」要綱の意味である。

まず現行憲法を正視しよう。国家と国民の主権が認められていない連合軍総司令部(GHQ)の占領期に制定された「占領憲法」であり、日本の無力化も企図されていた。主権回復から61年を迎えるのに、その憲法を不磨の大典のごとくに崇め、手を加えようとしていない。

制定以来、改正が行われていない憲法としては世界でも最古であり、現実との乖離は広がる一方だ。自らの安全と生存を「平和を愛する諸国民」に委ねるこの前文が、それを象徴する。

本紙が「国民の憲法」起草委員会を立ち上げたのも、憲法を根幹から

### 主張

見直さない限り国は衰弱する。危機感による。要綱作りでは変えてはならないものと、現実に対応して変えていくものとを見極めた。

前者の中心は天皇であり、立憲君主国や元首の明記は、日本の本来の国柄を明確にするものだ。国民主権、平和主義、基本的人権の尊重な

## 戦後体制との決別を急げ

憲法9条は軍の保持を禁じ、政府は自衛権の行使も「必要最小限度の防衛のため」としている。領海内の不法行為を排除する軍力の内行使は国際常識なのだが、日本は憲法上認められないこの立場を、戦後の日本は、「経済重視」・「軽武」周知国は、「思考停止」を熟装「路線を突き進んだ。結果として米国の過度の依存心や甘えが生じ

### 産経抄

荒木とよひさんが作詞、作曲した「四季の歌」は、世を超えて日本人に愛されてきた。「愛を語るハインツ」の歌詞が、今更なる人々を魅了している。3番の「秋」の歌詞、ちよつとみを入れて、初めて笑える。首をひねる人が少なくない。

「ローレライ」などの作品で知られるドイツの浪漫派詩人は、れっきとした男性である。ポツとして「ボクの恋人」の形容に使われるのか、小欄は3番を歌った。『何でやねん』、大阪府のツッコミを入れたくなる。『もう新しい言葉が並んでいるよ』、『大平は何を言いたいのかよ』とわからな

## 東アジア情勢・緊急事態に対処

田久保忠衛・起草委員長

私は肌を凍らしている思いでこの国が置かれた国際環境を見守っている。中国は中国公船を8隻見送ったが、日本の領海に入った。今回に限ったことではないが、軍力を背景に一定の政治目的を達成しようとする「砲艦外交」が、いまの世界で、われわれの目前で展開されている。北朝鮮は核ミサイル実験を繰り返し、日本の国名を挙げて攻撃目標にする。公言してはならないが、われわれの命綱は日米同盟だ。が、その米国の第2次オバマ政権では米中間に和解への動きが進んでいるように見受けられる。一連の動向は戦後の日本が存続に専らしてきた態度に反省を迫る初めの赤信号と思う。

現行憲法の最大の欠陥は、日本がどのような国柄なのか香りが完全に消してしまっただけだ。産経新聞「国民の憲法」要綱の前文にあるように、日本人は天皇を国民統合のよりどころとし、「異文化との協和によって固有の伝統文化を生み出してきたのである。例外はあるが皇室を導び、権威と権力を分けつた教習は世界に胸を張っていいのではないかと。だから憲法で立憲君主国と明言し、国の目標として独立自存の道義国家に掲げた。

結局、誰かが言わなければならないことを産経新聞が思い切ったこと。これが、所定の手続きを経て、連合軍総司令部(GHQ)が占領下の日本を制するにつれて、憲法を何と66年もの長きにわたって延びてきた。揚げ句、領土問題をもめつて発火するかもしれない事態に真正に対処できるのか。この国でも憲法で規定している緊急事態事項がないという、東日本大震災とこれに伴う原発事故が発生したという、最も醜態が東京電力に取つてあたりをこなり、最高指揮官を世界に曝け出したのではないかと。今の憲法が原因といえるのは数え上げたらきりがない。

拉致解決署名1000万人突破 4  
北朝鮮による拉致事件の早期解決を求める署名数が、家族会が目標に掲げていた1000万人を突破。署名は27日に安倍晋三首相に手渡される。

米「シリア、化学兵器使用」 8  
ソニー 5年ぶり最終黒字 11  
66歳・尾崎将 史上初の快挙 22  
「かえり船」バタヤン死去 29

政治 5  
オビニオン 6、7、8  
国際 10、11  
経済 12  
証券 19  
文化 20  
生活 22、23  
スポーツ 24、25  
地域

正論 渡辺利夫 国民共同体の凝集力を蘇らせよ 7  
紅と白 関野夫 19 囲碁・将棋 6 おやこ新聞 まめちしせ 5面

6時 9 12 15 18 21 24 50 22 15 横浜 6時 9 12 15 18 21 24 50 22 14  
札幌 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮  
仙台 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮  
山形 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮  
前橋 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮  
さいたま 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮 宇都宮  
千葉

# 産経新聞 「国民の憲法」要綱

## 佐瀬昌盛委員 国際社会の標準重視

現行憲法第二章 戦争の放棄の第9条こそは長年、憲法論議の最も熱い争点だ。当然、われわれも同条の吟味に長時間を要した。



同条は基本的には連合国軍総司令部(GHQ)の作品だ。日本側は微修正を施したにすぎない。GHQがいし米國側は、この憲法が指一本触れられずに60年以上も続くとはみていなかった。先の大戦の「好戦国民」には当面、「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁じておく。が、やがて日本は非現実的な9条を自分で変更するだろうし、それもよしとみていた。

9条と関連しわれわれが、前文の検空

主張はかなり違った。一例を挙げると「自衛隊」は元来が間に合わせなくて「駄目な」では一致。国際連合の「軍」であるべきだが、呼称は「自衛軍」「国防軍」「国軍」のどれが適切か。結局、「軍を保持」となったが、この「軍」は性格規定であって呼称ではない。重要なもう一点は「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する」として、自国が加わる条約と「確立された国際法」に忠実たるべしとの視点を採ったことだ。類似の改憲諸案中でもこの視点は希少、かつ誇れるものだろう。私個人は固有の文化を持つ日本が国際社会では標準重視国家だと願う。細部の精密な議論では異論を持つ各委員が私見に示した度量ある理解に感謝する。

## 西修委員 「国家を縛る」だけが意義か

「憲法とは、国家権力を縛る法である」といわれることがある。しかし、これは絶対王制からの解放を目指した初期立憲主義の古い憲法観だ。



現代の憲法は、「この国のかたち」を形成するために、一方で国家に権力を授け、その権力を制約することにも、他方で国民がいかに参画することを定める基本法といえる。国家と国民を対立関係として捉えるのではなく、国家と国民は、多少の緊張関係をはらみつつ、よりよき国家作りを目標に、ともに力を合わせて行動する協働関係にあると見るべきである。ここに2000年1月1日から施行さ

れているスイスの新憲法第6条を引いておこう。「すべての人は、自己自身に対して責任を負い、その能力に応じて、国家および社会における任務の遂行に寄与する」。起憲委員会は、こうした憲法観を共有し、それに基づいて『要綱』が作成された。それゆえ、例えば「自由および権利は、国政上、最大限尊重されなければならない」と規定する一方で、「権利は義務を伴う。国民は、互いに自由および権

## 大原康男委員 「国体」配慮を各章に反映

1年余り、27回にわたる起憲委員会の討議が終わって、ほとと安堵の息を継いだというが、率直な感想である。過去にも、また現在も並行してこの種の会合にいくつかが参加しているが、私にとって時間的にも内容的にも最も濃密なものであったことは間違いなく。



振り返ってみれば、まずタイミングが絶妙であったことが挙げられる。占領終結直後から澎湃として起こった現憲法の見直し動きも、第96条の厳しい縛りのために見果てぬ夢の「改憲論倒れに終始」してきたのが、昨今の東アジア情勢の緊迫化と第2次安倍政権の誕生

で、一挙に憲法改正ないし新憲法の制定が現実味を帯びた時点で問題提起となったからである。毎回平均して3時間に及ぶ熱い議論で、憲法学の専門家でもない私が直接に関わり得た領域は「天皇」と「信教の自由」「政教分離」などにすぎないが、田久保委員ほか3人の委員諸氏の多方面にわたる言説から得られた知見は、憲法をめぐる新たな発見をもたらすし、貴重な知的財産となった。私の知的負債対照表では大幅な黒字である。当初、委員会に招かれるに際して、「国体(国家の本質的性格)に対する配慮を著しく欠いている」「現憲法の基本的問題性を強調したこともあったが、「国体」という言葉自体は採用されなかった」といえる。前文も天皇の章も「国体」は十分反映されている。それも、単に「天皇中心」を記述することにとどまらず、私見で述べた「合議や衆議で政治が運ばれてきた政治の伝統や「国民性」の例示といった点まで言及されている。本要綱があるべき新憲法の制定に向けて何がしか寄与することあれかしと望むことしきり。

## 百地章委員 家族の絆、取り戻すために

現行憲法の最大の課題は、「個人」のみで「国家」や「家族」が見えていないことである。



国家について言えば、個人を絶対視し、国家も個人の集合体とみる社会契約説に立脚している。これは、J・ロックの市民政府論を想起させる憲法前文から明らかであろう。また、憲法第24条は家族について触れているが、そこでも個人を絶対視し、家族よりも個人を優先するのが憲法の考え方である。

それどころか、こうした考え方は憲法の基本原理に反すると批判され、否定されてきたのが戦後の風潮であった。他方、「国家」と権力機構としての「政府」を混同し、国家とは権力が必要悪であるかの如き議論が憲法学界でも支配的であった。そこで「国民の憲法」では、前文および第一章「天皇」で、まず歴史的、伝統的な「国民共同体」としての国家(ネーション)について述べた。つまり、建国以来のわが国の悠久の歴史を振り返り、天皇を「国の永続性および国民統合の象徴」とするわが国独自の国柄を明らかにした。「国民共同体としての国家」が、時間的かつ空間的存在であることを思えば、前文や天皇をその「象徴」と定めた第1条の規定こそ、日本の「国のかたち」を「表す本来の憲法(コンスティテューション)」に最も相応しいのではないか。また、「人間の尊厳」の不可侵を謳う一方、「家族」を「社会の自然的かつ基礎的単位として尊重し、国や社会が保護すべきとした国民の憲法」第23条は、崩壊の一途をたどる家族の絆を取り戻す重要なよりどころになると思われる。

に関する見解は明記されていない。細野豪志幹事長は19日、記者団に「憲法の考え方についてはさらに踏み込んで示すべき時期がきている」と話したが、参院選まで残された時間はわずか。「分裂」を恐れて党内議論を避けてきたツケは大きい。

■96条改正 勉強会始動  
一方、自民党の石破茂幹事長は18日のテレビ番組収録で第96条改正の実現に向けて「パースナル(部分連合)でやることも選択肢の一つだ」と指摘し、改憲に前向きな政党との連携に言及した。3月には民主党、日本維新の会、みんなの党の有志議員による憲法第96条改正に向けた勉強会「憲法96条研究会」が始動。背景には「民主党改憲派の離党を促す(維新関係者)狙いもあり、今後憲法を軸に政界再編が進む可能性は否定できない。



各党が意見を述べる衆院憲法審査会。参院選に向けて憲法は重要なキーワードとなりそうだ(国会・衆院第18委員会室(酒巻俊介撮影))  
支持層に改憲慎重派も抱える公明党は、首相が主張する第96条の先行改正に反対する方向で党内調整を進めている。しかし、自民党と連立政権を組む立場に加え、党内改憲派の意向を軽視するわけにもいかず、難しいかじ取りを余儀なくされそう。改憲派と護憲派を抱える民主党は党内の意見がまとまっておらず、17日に行われた党首討議でも海江田万里代表が憲法に触れることはなかった。8年前に取りまとめた「憲法提言」は、天皇や集団的自衛権など

### 憲法第96条改正をめぐる主要政党幹部の発言 (日付はいずれも4月)

安倍晋三首相	「参院選でも堂々と96条改正を掲げて戦うべきだ」(23日)	公明党・山口那津男代表	「(96条が参院選で)争点になるという認識を、私は持ちようがない」(23日)
菅義偉官房長官	「96条の改正がなければ物事は進まない」(8日)	民主党・細野豪志幹事長	「どう憲法を目指すのかという議論を飛ばしての96条改正は乱暴だ」(8日)
自民党・石破茂幹事長	「(96条の改正実現に向け)パースナル(部分連合)でやることも選択肢の一つだ」(18日)	生活の党・小沢一郎代表	「96条だけ先行するのは非常に邪道だ」(8日)
日本維新の会・石原慎太郎共同代表	「参院選の焦点は憲法になる」(2日)	社民党・福島瑞穂党首	「(憲法改正を参院選の争点にする動きに対し)受けて立つ、やっやろうじゃないかとの考えだ」(10日)
みんなの党・江田憲司幹事長	「憲法改正が参院選の焦点になるとは考えていない。憲法改正自体は否定しないが…」(2日)	共産党・志位和夫委員長	「96条改正は断固反対だ」(11日)

入などを訴える日本維新の会も改憲に熱心だ。参院選までに天皇や安全保障など憲法の重要テーマに関する「基本的見解」をまとめることを決定し、第96条を緩和する改正案もすでに取りまとめた。橋下徹共同代表と首相は9日に官邸で会談した際「96条緩和は必要」との方向で一致しており、両党の足並みはそろっている。

■みんな・生活も前向き  
みんなの党と生活の党も憲法改正に後ろ向きではない。

■共産・社民は護憲明快  
対する護憲政党の主張も明快だ。

## 「改憲」で政界再編も

現行憲法の改正発議の要件を緩和する第96条改正が夏の参院選の争点に浮上するなか、憲法に対する各党の取り組みは「前向き」から「様子見」までさまざま。改憲派を結集して政界再編を目指す動きも表面化しており、「憲法」は永田町の重要なキーワードとなりそう。

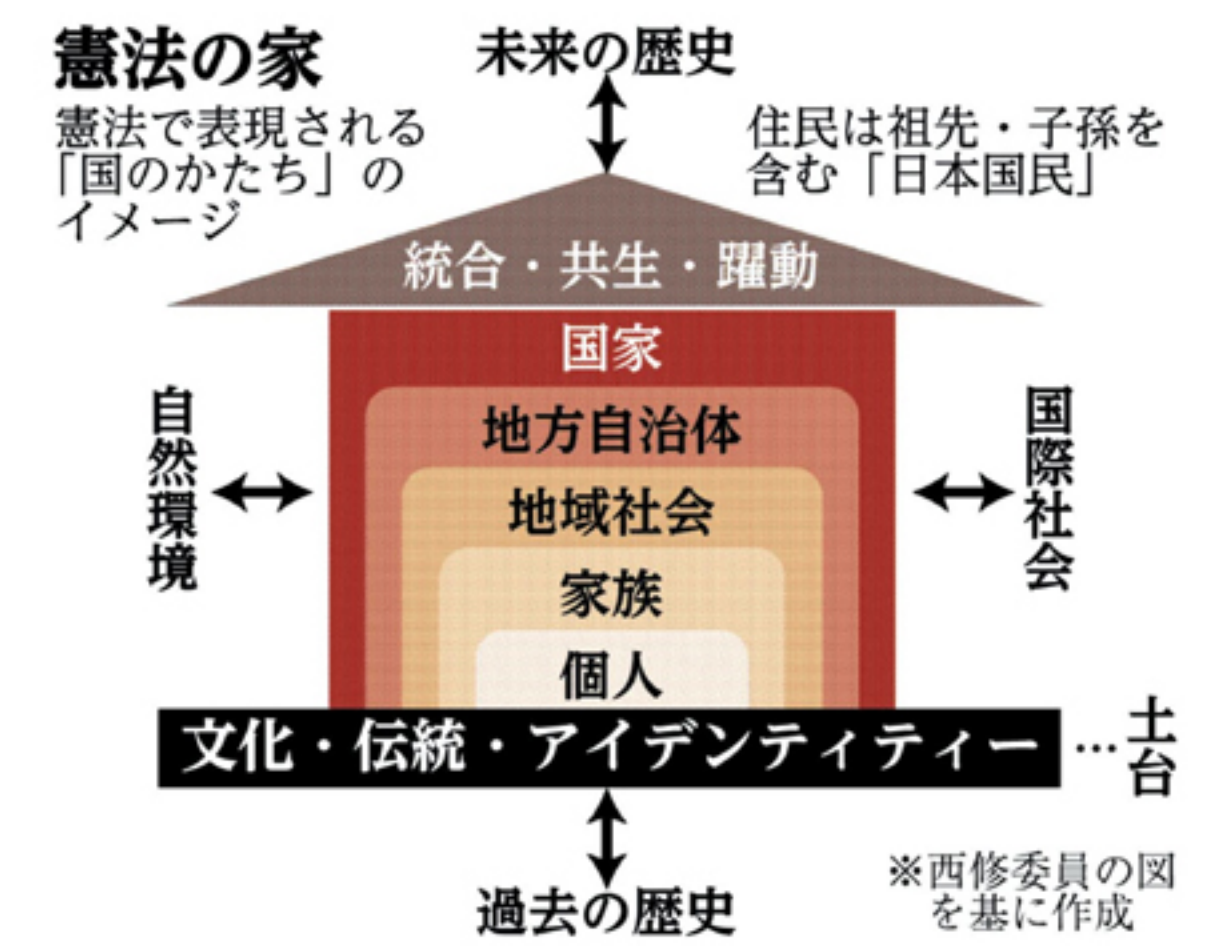
■自民・維新は積極姿勢  
憲法をめぐる政界のトップランナーは昨年4月に憲法改正草案を策定した自民党だ。各党が憲法観を披露する衆院憲法審査会では草案に沿って「天皇は元首と位置づける」「集団的自衛権行使は認められる」などと主張。見解は改憲政党の中で最も歯切れが良い。安倍晋三首相(党総裁)は23日の参院予算委員会で、第96条改正について「夏の参院選でも改正を掲げて戦うべきだ」と述べ、争点化する考えを明らかにしている。憲法改正が必要な国会一院制導

◇おとわり 「きょうの人は休みます。」

# 産経新聞「国民の憲法」要綱

## 国家・国民は運命共同体

国家再生に向けて産経新聞社が提起した「国民の憲法」要綱の特色は何か。主な特色や論点をQ&A形式でまとめた。



Q 国民と国家、憲法との関係をどう考えたのか

A 憲法学界だけでなく、メディアの多くが「国家権力を規制するのが憲法」と強調する。国家と国民とを対峙する関係でみれば、誤りではないが一面的な見方と考えた。国家と国民は、よりよき国づくりを目標に、ともに力を合わせる。一体の関係でもあるから。

憲法を考える際、もつひとつ念頭に置いたイメージがあった。それは、過去から受け継いだ独自の文化や伝統という

Q なぜ憲法に国柄を書くのか

A 人に人柄があるように、国にも国柄がある。国柄とは憲法に国柄を盛り込むこと。その国を特徴付ける成り立ち

Q 日本の国柄とはどういったものか

A わが国は歴史的に、天皇を戴く国家だった。貴族や武士による統治など政治形態はさまざまに変わったが、天皇が権威として君臨することだけは変わらなかった。

Q わが国の特徴を骨格に規定

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

Q 天皇の地位を象徴かつ元首としたのはなぜか

A 天皇を「象徴にすぎない」という意味で象徴という言葉を使う場面がある。私たちが、これは問題だと考えた。だが、象徴とはそもそも、英国の思想家、ウォルター・バジョットの「英国憲法論」に語源がある言葉だ。バジョットは権力者としてではなく、権威的な存在として象徴という言葉を使っている。

Q 領土や国旗・国歌をなぜ盛り込んだのか

A 現行憲法に「国民」の規定はあるが、領土や国旗・国歌を何もしないのだ。例えば、現在のフランス憲

Q なぜ「軍」が必要なのか

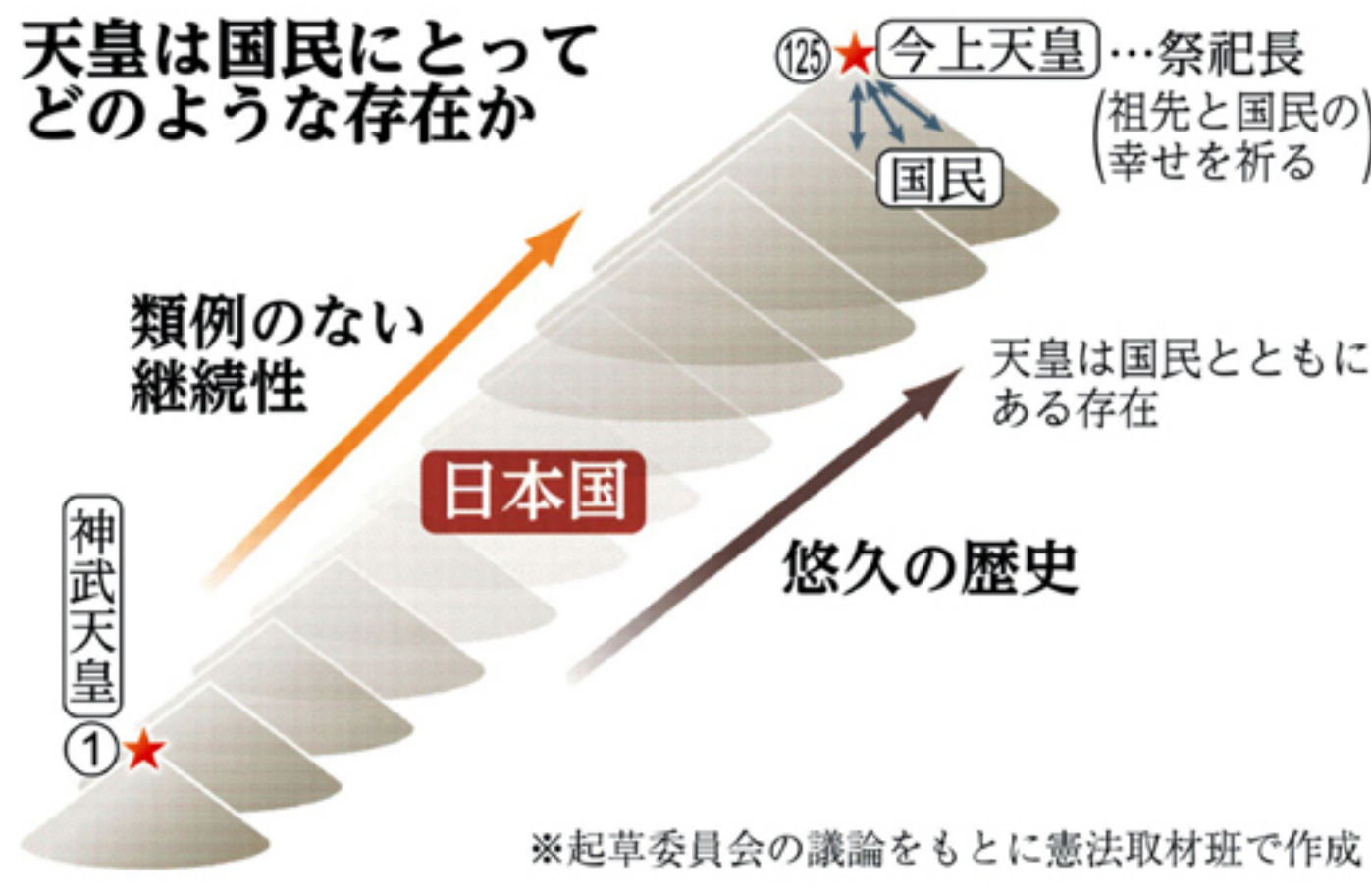
A 現行憲法の最大の欠陥は、国を守る実力組織について言及がないことだ。自衛隊は法律で設置されているが、現行憲法第9条で「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とした欠陥が、さまざま問題をたらしている。

Q 国際標準に則り足かせ断つ

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

## 天皇の地位明示し混乱解消



現行憲法の起草を主導した連合国軍総司令部(GHQ)のマッカーサー元帥の執務室を見学する「国民の憲法」起草委員会の(左から)田久保忠衛、百地章、西修、佐瀬昌盛、大原康男の各氏。18日、東京都千代田区第一生命ビル(矢島康弘撮影)



法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

Q 「国を守り、社会公共に奉仕する義務」とはどのようなことか

A 国を守る、といっている。まず健全な国防意識を持つことが大事で、例えば外国人によるスパイ活動を許さない、敵対する国家を利用する物品を輸出しない、といった心構えから始まる。東日本大震災のような国難の際、救助・支援活動をしたり、さらには

Q 地方分権に関する考えは

A 国の権限を地方へ移す地方分権を推進することは必要だ。ただ「主権」とは性質上、国民全体ないし国家が持つ

Q なぜ緊急事態の際に権利が制限されるのか

A 緊急事態とは第114条に例示されているように、まさに国家存続の危機といつた事態を指す。それゆえ平時と同様に憲法を順守して

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲

# 産経新聞80周年「国民の憲法」要綱

産経新聞創刊80周年記念事業として進めてきた「国民の憲法」要綱は、現行の日本国憲法とどこがどう異なるのか。社会の至るところに宿る戦後の矛盾をできる限り明らかにしつつ、忘れ去られた独立国としての矜持や国家観を取り戻す。わが国にふさわしい憲法とはいかなるものか。

田久保忠衛委員長以下5人の起草委員の27回に及ぶ議論の結果、できあがった要綱をみると、本紙がこれまで積み上げてきた数々の言論活動が凝縮されたものとなった。ここでは議論の経過を振り返りながら、「国民の憲法」要綱全文を公表する。

■注釈 本案はあくまで要綱にとどまるが、条文の一步手前となるよう目指した。示された条文中、項は洋数字、号は漢数字で表記し、本文中の条文数は洋数字で統一した。キーワードには◆をつけ、下に説明を載せた。

## まず国家論 簡潔に前文改稿

「国民の憲法」の前文が米国憲法やリンカーン米大統領演説など「外來歴史的な文脈」に「国のたしなみ」を簡潔に示すことを心がけた。国民の憲法は、その代表者を通じて、またはこの憲法の定める方法により、主権を行使する。この憲法は、愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。この一節は、自らの生存を他国にゆだねないことを誓ったことに基づき、現行憲法の前文は、自らの生存を他国にゆだねないことを誓ったことに基づき、現行憲法の前文を白紙に戻し、日本の国柄を意図しながら全面的に書き直した。初めに当時の占領軍が二度と米国に刃向かわない国家にしようとした意思が刻まれていた。独自の伝統文化としては、国の統一と永続性の象徴である天皇を「国の基」と表現し、日本が立憲君主国家であることを定義した。

四方を海に囲まれた海洋国家としてのありようは、聖徳太子の十七夜憲法や明治天皇の御製を織り込んで、和の精神と雄々しさを表した。とくに、戦後の復興や東日本大震災後に示した日本人の高い道徳性を踏まえ、道義立国という概念を提起してその結果、尊厳ある国家の目標として「独立自存の道義国家」を掲げ、国際協調によって積極的に平和に貢献することを誓っている。同時に国の主権、独立、名誉が損なわれる場合には、断固たる対処も辞さない覚悟を示した。起草委員の問題意識には、国家論なき憲法はありえないという思いがあった。従来の「憲法は国家権力を制約する」との一面的な憲法観を排除し、国民が参加して自由で議論すべきことを提起している。

「われらとわれらの子孫のために、…わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、…この憲法を制定する」  
 ↑ 米合衆国憲法  
 「われらとわれらの子孫のために自由のもたらす恵沢を確保する目的をもって、…この憲法を制定し、確定する」  
 ↑ 米合衆国憲法  
 「国政は、国民の敬重な信頼によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」  
 ↑ リンカーン大統領、ゲティスバーグの演説  
 「人民の、人民による、人民のための政治」  
 「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」  
 ↑ マッカーサーノート  
 「日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる」  
 「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている、大小すべての国家の協力と積極的な参加を得ようとする」  
 ↑ デハラン宣言  
 「われらは、その国民が、…専制と隷従、圧迫と偏狭を排除しようとする意図を、大小すべての国家の協力と積極的な参加を得ようとする」  
 「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」  
 ↑ 大西洋憲章  
 「…人類が恐怖及び欠乏から解放されて、その生命を全うすることを保証するよき平和が確立されることを希望する」  
 「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」  
 ↑ 日本国憲法  
 「われらは…神聖なる名誉にかけ、神の摂理の保護に強く信頼して、この宣言を擁護することを誓う」  
 ↑ 米独立宣言

## 第一章 天皇

- 第一条(国柄) 日本国は、天皇を国の永続性および国民統合の象徴とする立憲君主国である。
- 第二条(国の元首) 天皇は、日本国の元首であり、国を代表する。
- 第三条(皇位の継承) 皇位は、皇室典範の定めるところにより、皇統に属する男系の子孫がこれを継承する。
- 第四条(天皇の権能、内閣の補佐および責任) 天皇は、この憲法の定める国事行為および公的行為を行う。天皇のすべての国事行為および公的行為は、内閣がこれを補佐し、その責任を負う。
- 第五条(摂政) 皇室典範の定めるところにより、摂政を置くときは、摂政は天皇の名で国事行為を行う。
- 第六条(三権の長の任命) 天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。
- 2 天皇は、衆議院の指名に基づいて、衆議院議長を任命する。
- 3 天皇は、参議院の指名に基づいて、参議院議長を任命する。
- 4 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所長官を任命する。
- 7 天皇は、左の公的行為を行う。
  - 一 憲法改正、法律、政令および条約を公布する。
  - 二 国会を召集し、衆議院を解散する。
  - 三 国会議員の選挙を施行する。
  - 四 国務大臣および法律で定めるその他の公務員を任免する。
  - 五 全権委任状ならびに大使および公使の信任状を発する。
  - 六 外国の大使および公使の信任状を受理する。
  - 七 栄典を授与する。
  - 八 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除および復権を行う。
  - 九 儀式を主宰する。
  - 十 元号を制定する。
- 2 天皇は、左の公的行為を行う。
  - 一 伝統に基づく皇室祭祀を行う。
  - 二 国家的儀式または行事に出席し、国内を巡幸する。
  - 三 前二号のほか、日本国民統合の象徴としてふさわしい行為を行う。
- 第八条(皇室典範の改正) 皇室典範の改正は、事前に皇室会議の議を経ることを必要とする。
- 第九条(皇室の財産) 皇室の財産は、世襲財産を除き、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

天皇はこれまで、そしてこれからも国民とともにあって、ともに歩む存在。起草委員はその地位にふさわしい規定が議論された



### 解説

#### 第一章 天皇

天皇の地位と国柄の定めることにより、天皇は、日本国を代表する。この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。第二章(皇位の継承) 皇位は、皇室典範の定めるところにより、皇統に属する男系の子孫がこれを継承する。第三章(天皇の権能、内閣の補佐および責任) 天皇は、この憲法の定める国事行為および公的行為を行う。天皇のすべての国事行為および公的行為は、内閣がこれを補佐し、その責任を負う。第二章(皇位の継承) 皇位は、皇室典範の定めるところにより、皇統に属する男系の子孫がこれを継承する。第三章(天皇の権能、内閣の補佐および責任) 天皇は、この憲法の定める国事行為および公的行為を行う。天皇のすべての国事行為および公的行為は、内閣がこれを補佐し、その責任を負う。

## 皇位の継承「男系子孫」維持

第一章 天皇の地位と国柄の定めることにより、天皇は、日本国を代表する。この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。第二章(皇位の継承) 皇位は、皇室典範の定めるところにより、皇統に属する男系の子孫がこれを継承する。第三章(天皇の権能、内閣の補佐および責任) 天皇は、この憲法の定める国事行為および公的行為を行う。天皇のすべての国事行為および公的行為は、内閣がこれを補佐し、その責任を負う。

## 第二章 国の構成

- 第一〇条(国民主権) 主権は、国民に在りし、国家権力は、国民に由来する。国民は、その代表者を通じて、またはこの憲法の定める方法により、主権を行使する。
- 第一一条(国民) 日本国民の要件は、法律でこれを定める。
- 第二一条(領土) 日本国の領土は、日本列島、付属島嶼および法律で定める島嶼である。

### 解説

第一〇条(国民主権) 主権は、国民に在りし、国家権力は、国民に由来する。国民は、その代表者を通じて、またはこの憲法の定める方法により、主権を行使する。

- 第一二条(国旗・国歌) 日本国の国旗は日章旗、国歌は君が代である。国民は、国旗および国歌を尊重しなければならない。

## 国旗・国歌の尊重を義務付け

第一二条(国旗・国歌) 日本国の国旗は日章旗、国歌は君が代である。国民は、国旗および国歌を尊重しなければならない。この憲法は、愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。この一節は、自らの生存を他国にゆだねないことを誓ったことに基づき、現行憲法の前文を白紙に戻し、日本の国柄を意図しながら全面的に書き直した。初めに当時の占領軍が二度と米国に刃向かわない国家にしようとした意思が刻まれていた。独自の伝統文化としては、国の統一と永続性の象徴である天皇を「国の基」と表現し、日本が立憲君主国家であることを定義した。

◆女系天皇 女性天皇とは未婚または天皇の元配偶者が即位したケースで歴代8人。女系天皇とは母方を天皇の血筋に持つ天皇。

# 産経新聞80周年「国民の憲法」要綱



## 第三章 国防

- 第二十五条 (国際平和の希求) 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国が締結した条約および確立された国際法規に従って、国際紛争の平和的解決に努める。
- 第二十六条 (軍の保持、最高指揮権) 国の独立と安全を守り、国民を保護するために、国際平和に寄与するため、軍を保持する。
- 2 軍の最高指揮権は、内閣総理大臣が行使する。軍に対する政治の優位は確保されなければならない。
- 3 軍の構成および編制は、法律でこれを定める。



上陸のための水路潜入訓練に励む自衛隊員。国の守りを万全にするには憲法を見直し、軍にすることが避けられない

## 第四章 国民の権利および義務

- 第一節 総則
- 第二十七条 (基本的人権の保障) すべての国民は、この憲法が保障する基本的人権を享有する。
- 2 この憲法が保障する自由および権利は、国の緊急事態の場合を除き、政治上、最大限尊重されなければならない。
- 第二十八条 (基本的人権の制限) 権利は義務を伴う。国民は、互いに自由および権利を尊重し、これを濫用してはならない。
- 2 自由および権利の行使については、国の安全、公共の利益または公の秩序の維持のため、法律により制限することができる。
- 第二十九条 (国民の義務) 国民は、国を守り、社会公共に奉仕する義務を負う。
- 2 国民は、法令を遵守する義務を負う。
- 3 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。
- 第二十条 (公務員の地位、自由および権利の制限) 公務員は、国民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

- 2 公務員の自由および権利は、行政の中立的運営のため、または地位の特殊性と職務の公共性に鑑み、法律により制限することができる。
- 第二十一条 (外国人の権利) 外国人の権利は、在留制度のもと、性質上国民のみに認められる権利を除き、これを保障する。
- 第二節 人間の尊厳および家族の保護
- 第二十二条 (人間の尊厳、人格権) 人間の尊厳は、これを侵してはならない。
- 2 何人も、名誉および肖像にかかわる人格権を侵害されない。
- 第二十三条 (家族の尊重および保護、婚姻の自由) 家族は、社会の自然的かつ基礎的単位として尊重され、国および社会の保護を受ける。
- 2 家族は、互いに扶助し、健全な家庭を築くよう努めなければならない。
- 3 婚姻は、両性の合意に基づく。夫婦は、同等の権利を有し、相互に協力

- 2 検閲は、これをしてはならない。
- 第三節 法の下の平等
- 第二十四条 (法の下の平等) すべての国民は、法の下の平等であって、人種、信条、性別、社会的身分により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。
- 第四節 精神的自由
- 第二十五条 (思想および良心の自由) 思想および良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第二十六条 (信教の自由、政教分離) 信教の自由は、何人に対しても、これを保障する。
- 2 いかなる宗教団体も、政治に介入し、または政治上の権力を行使してはならない。
- 3 国および地方自治体は、特定宗教の布教、宣伝のための宗教的活動および財政的支援を行ってはならない。
- 第二十七条 (学問の自由) 学問の自由は、これを保障する。
- 第二十八条 (表現の自由、検閲の禁止) 言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 3 表現の自由は、第一八条(基本的人権の制限)によるほか、道徳および青少年の保護のため、法律により制限することができる。
- 第二十九条 (報道の自由) 報道の自由は、国民の知る権利に因るため、これを保障する。
- 第三〇条 (通信の秘密) 通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第三十一条 (私生活および個人情報の保護) 何人も、みだりに私生活を侵害されず、および個人情報濫用を防止する権利を有する。
- 2 国は、個人情報の有用性に配慮しつつ、これを適正に保護する義務を負う。
- 3 国は、個人情報保護法を制定し、これを保障する。
- 第三十二条 (情報公開請求権、情報公開の義務) 国民は、法律の定めるところにより、国および地方自治体が有する情報の開示を求める権利を有する。
- 2 国および地方自治体は、国または公共の利益に反しない限り、その保有する情報を公開しなければならない。

## 無秩序な「自由」偏重歯止め

**解説** 基本的人権を国民の権利として尊重し、自由や権利を偏重する現行憲法の規定や解釈が、公共心や規範意識の喪失、社会秩序の混乱を招いた。この問題意識から、自由や権利に対する制限や、法令遵守(第19条)などの義務事項・規定を設け、権利と義務のバランスを取った。

第17条では、現行憲法第11条と同様に、基本的人権はすべての国民が享有し、「政治上、最大限尊重される」という規定で、緊急事態下では、その限りでないこと明記した(十一章参照)。

さらに委員から「国家の存在と庇護なくして人権はもろろん、生存さえ保障されない」との指摘を踏まえ、自由と権利の行使も、「国の安全」「公共の利益」「公の秩序」維持のため制限可能とした(第18条)。

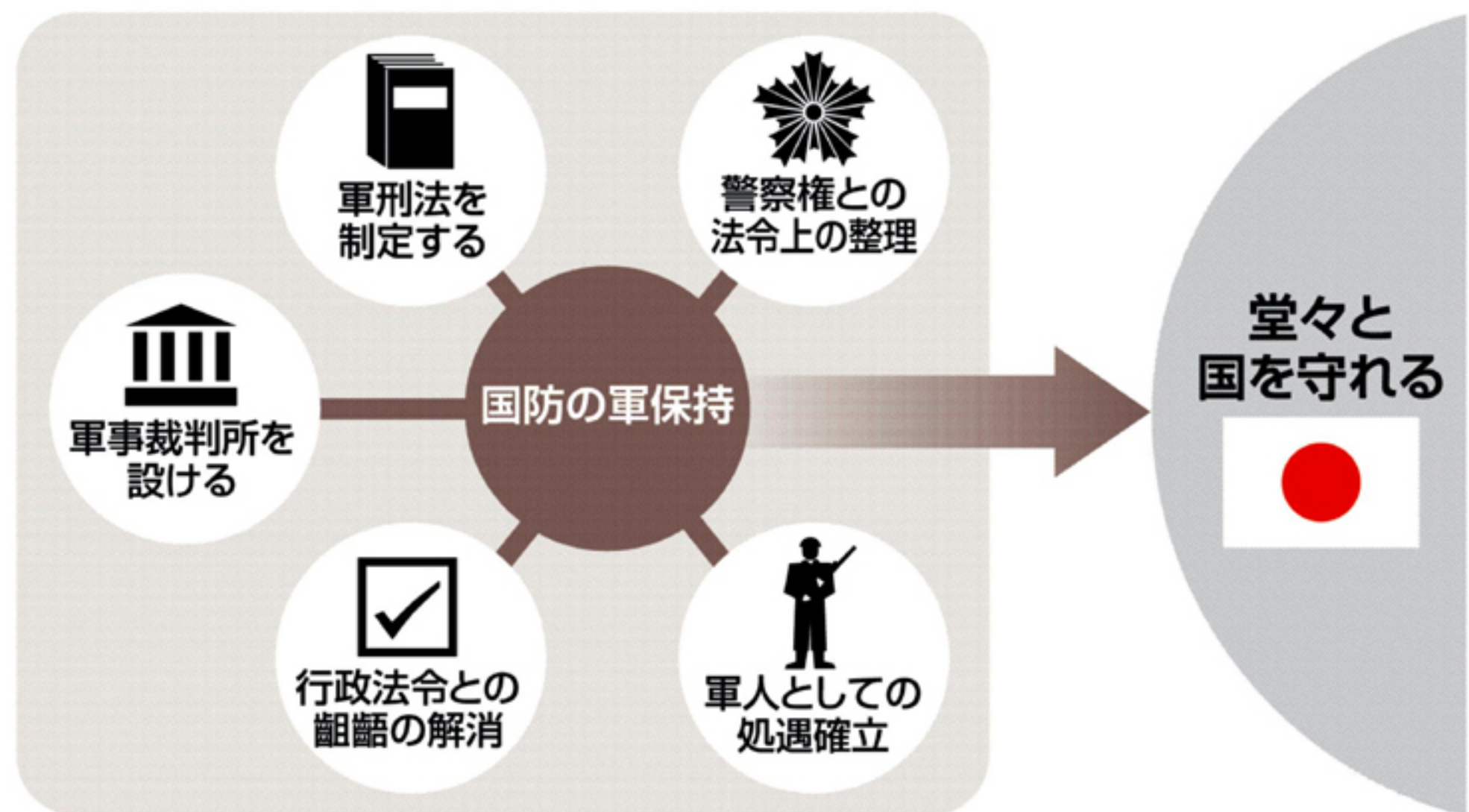
自由と権利については、現行憲法下でも「公共の福祉」により制限されることの判例もある。しかし、戦後憲法で、「公共の福祉」とは人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理にすぎない」との解釈が主流だったため、「人権は国家や社会よりも優先にある」と「一人権至上主義」を蔓延させた。この認識で委員が一致。曖昧な「公共の福祉」という表現は使わなかった。

現行憲法で「国籍離脱の自由」(第22条2項)など、あえて憲法に規定する必要があると思われ規定は削除した。

一方で、人間が尊厳ある存在で、各人はかけがえない人格を有するとして、「人間の尊厳」の不可侵を宣言した(第22条)。

最高裁判例などを参考に、名譽および肖像にかかわる「人格権」(第22条)、「私生活と個人情報保護の権利」(第31条)「環境に対する権利および義務」(第43条)などを新設した。「知る権利」を根拠にした「報道の自由」(第29条)や国民の司法参画事項も設けた(第52条)。

## 文民統制、「政治優位」に変更



### ■ 現行の条文

第二章 戦争の放棄  
第九条 (戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認) 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「国防」の章のポイント

- 標題を「戦争の放棄」から「国防」に
- 「平和主義」(国際平和の希求)を堅持し、積極的有事に備えて国防の軍を保持する
- 文民統制は堅持「軍に対する政治の優位」と定義し、標準的な意味明確に
- 国民の平和な暮らしを守る備え万全に

**解説** 現行憲法で「戦争の放棄」だった標題を「国防」と改めた。「安全保障」も検討されたが、「安全確保は非常に広い概念で、意味がより明確であることが望ましい」という意見が多数を占めたからだ。

武器使用や武力行使、集団的自衛権などをめぐって現行憲法が逐次、自衛隊の足かせとなっている。起草委員会では憲法の欠陥を正し、条理に適った活動が可能となるよう検討した。

まず、現行憲法に記述がない「自衛権」を明記する必要性が指摘された。憲法解釈なしに自衛権が説明できない欠陥を正すよう全委員が賛同した。

第二章 戦争の放棄  
第九条 (戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認) 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国防の軍保持  
第二十条 (国防の軍保持) 国防の軍を保持する。軍の最高指揮権は、内閣総理大臣が行使する。軍に対する政治の優位は確保されなければならない。

2 軍の構成および編制は、法律でこれを定める。

第二十一条 (軍人としての処遇確立) 軍人としての処遇は、法律でこれを定める。

第二十二条 (軍刑法の制定) 軍刑法を制定する。

第二十三条 (軍裁判所の設置) 軍裁判所を設ける。

第二十四条 (行政法令との齟齬の解消) 行政法令との齟齬を解消する。

第二十五条 (堂々と国を守る) 堂々と国を守る。

天皇と軍の関係では議論が白熱した。一部委員は「両者はできるだけ遠ざけた方が好ましい」と主張した。一方、天皇を元首とした上、諸外国同様、憲法で天皇と軍の関係に言及すべきだという主張もあった。

議論の末、天皇と軍は無関係ではないとした。ただ、それを憲法の条文で明記せず、軍幹部を証言官として、勲章制度の改革など法律によって改善を図るべきだと判断した。

徴兵に関する議論では多くの諸外国の軍同様、自衛隊は高度な専門集団と化しており、国民皆兵制度は合理性を欠くとした。しかし「国民の憲法」は第19条で「国民は、国を守り、社会公共に奉仕する義務を負う」と定めた。それぞれの立場で国民が国の守りを意識し、協力することが不可欠との共通認識から、徴兵は「現状不要」とするにとどめ、立法政策に委ねた。

起草会では、軍に関する法整備の必要性も議論した。ある委員は「自衛隊から軍に名前を変えただけで終わらせず、国防という任務を十分果たせるように行動規制が一般的だ」。

起草会では「軍」を保有する以上、こうした法律面の課題を解消すべきだとする認識で一致した。

前身為警察予備隊だったことから、警察の法体系が自衛隊に持ち込まれ、活動の制約となっている問題も議論した。警察の法体系は原則、「して良い」ことだけを法律で定め、書かれていないことは禁止されるポジティブリストでできている。しかし、「諸外国の軍をなめる法体系は、してはならない」ことだけを列挙し、それ以外は許されるというネガティブリストによる行動規制が一般的だ。

起草会では「軍」を保有する以上、こうした法律面の課題を解消すべきだとする認識で一致した。

# 産経新聞80周年「国民の憲法」要綱

## 第三章 集会および結社の自由

第三三条 集会および結社の自由は、これを保障する。

第五節 経済的自由

第三四条 (居住、移転および職業選択の自由) 居住、移転および職業選択の自由は、これを保障する。

第三五条 (財産権および知的財産の保護) 財産権は、これを保障する。財産権の内容は、国または公共の利益ならびに公の秩序に適合するように、法律でこれを定める。

2 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

3 国は、知的財産の保護に努めなければならない。

## 第六節 人身の自由

第三六条 (適正手続きの保障) 何人も、法律の定める適正な手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、またはその他の刑罰を科せられない。

第三七条 (逮捕、拘留・拘禁および捜索・押収に対する保障) 何人も、現行犯の場合を除き、令状によらなければ逮捕されない。

## 第四章 公務員

2 何人も、直ちに理由を告げられ、弁護人に依頼する権利を与えられなければならない。抑留または拘禁されない。

3 何人も、令状によらなければ、住居への侵入、捜索および押収を受けない。

第三八条 (不利益な供述強要の禁止) 何人も、刑事事件において、自己に不利益な供述を強要されない。

第三九条 (公平かつ迅速な公開裁判の保障) 刑事被告人は、裁判所において公平かつ迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

第四〇条 (拷問および残虐な刑罰の禁止) 公務員による拷問および残虐な刑罰は、これを禁止する。

第四一条 遡及処罰の禁止、一事不再理) 何人も、実行の時に適法であった行為または既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。

第七節 社会権

第四二条 (生存権、国の責務) すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、国民に自立と共助を促すとともに、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。

第四三条 (環境に対する権利および義務)

## 第五章 国会

第五三条 (立法権) 立法権は、国会に属する。

第五四条 (両院制) 国会は、衆議院および参議院の両議院で構成する。

第五五条 (国会議員の全国民的代表性) 両議院の議員は、国民全体を代表する。

2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第五六条 (議員および選挙人の資格) 両議院の議員およびその選挙人の資格は、法律でこれを定める。ただし、人種、信条、性別、社会的身分、教育、財産、収入によって差別してはならない。

第五七条 (衆議院議員の任期) 衆議院議員の任期は、4年とする。ただし、衆議院が解散された場合は、その時点で終了する。

第五八条 (参議院議員の任期) 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

第五九条 (衆議院の選挙) 衆議院は、直接選挙によって選出される議員で組織する。

## 第六章 参議院議員の選挙

第六〇条 (参議院議員の選挙) 参議院は、直接選挙および間接選挙によって選出される議員で組織する。

第六一条 (両議院議員の選挙に関する事項) 両議院議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。ただし、衆議院の選挙区については人口比率を基本とし、行政区画、住民構成、地理的状况、配分されるべき議員数との関連その他の事情を総合的に勘案して定めなければならない。

第六二条 (政党) 政党は、国民の政治的意思の形成を促し、政策を通じて国政に資する政治組織として、その設立および活動の自由は、これを保障する。

2 政党は、この憲法および法令を遵守しなければならない。

3 政党は、法律の定めるところにより、国から助成を受ける権利を有する。ただし、その場合、政党は活動の資金の収支および財産を公開しなければならない。

4 政党に関する事項は、法律でこれを定める。

第六三条 (議員の不逮捕特権) 両議院の議員は、法律の定める場合を除き、国会の会期中、逮捕されない。会期前に逮捕された議員は、議院の要求があるときは、会期中、釈放されなければならない。

第六四条 (議員の免責特権) 両議院の議員は、議院での演説、討論または表決について、院外で責任を問われない。

第六五条 (立法期および会期) 衆議院議員の任期をもって、立法期とする。立法期中に議決に至らなかった案件は、次の立法期に継続しない。

2 国会の会期は、通常国会、臨時国会および特別国会とする。通常国会は年一回、臨時国会は必要に応じ、召集する。

第六六条 (衆議院の解散、特別国会および緊急集会) 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に、特別国会が召集されなければならない。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

## 第七章 労働者の団結権

第四四条 (労働基本権) 労働者の団結権、団体交渉権および団体行動権は、これを保障する。

第四六条 (勤労の権利および義務) 国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

第八節 参政権

第四七条 (公務員の選定罷免権、普通選挙、投票の秘密) 公務員を選定し、罷免することは、国民固有の権利である。

2 公務員の選挙は、成年者による普通選挙とする。

3 投票の秘密は、これを侵してはならない。

第九節 国務請求権

第四八条 (請願権) 何人も、国および地方自治体に対して、平穩に請願する権利を有する。

第四九条 (裁判を受ける権利) 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を有する。

第五〇条 (国家賠償請求権) 何人も、公務員の不法行為によって損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または地方自治体に対して、賠償を求めることができる。

第五一条 (刑事補償請求権、犯罪被害者の権利) 何人も、抑留または拘禁されたのち、無罪判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国に補償を求めることができる。

2 犯罪被害者およびその遺族は、法律の定めるところにより、国の救済を受けることができる。

第五二条 (国民の司法参画) 国民の司法への参画の機会を、法律の定めるところにより、これを保障する。

## 第八章 外国人の権利

第二一条では、外国人の権利とその限界を明確化。「表現の自由」も、国際人権規約などにならって「道徳および青少年の保護」のために制約できるようにした(第28条)。「不可侵の権利」とされてきた財産権については、私有財産制を堅持しつつも「国または公共の利益」などによって制限され得る旨を規定した(第35条)。

外国人による水源地などの購入への歯止めとなることも期待される。第47条では、参政権を国民固有の権利として、外国人参政権容認論を否定した。第44条では、国の教育に対する責務を定め、「教育権の所在」を明らかにした。「家永教科書訴訟」などでは原告側から国の教育権を否定する主張がなされた。このような教科書検定などをめぐっての混乱に終止符を打つことが期待される。

## 第九章 参議院議員の任期

参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。衆議院議員の任期は、4年とする。ただし、衆議院が解散された場合は、その時点で終了する。参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。衆議院議員の任期は、4年とする。ただし、衆議院が解散された場合は、その時点で終了する。

# 衆議院議員任期一つの会期に

### 解説

国会の章は第53条で三権分立を明確にする観点から「立法権は、国会に属する」と規定した。国会を「国権の最高機関」や「唯一の立法機関」とする現行憲法の規定は、通説では政治的意味が薄く、法的効果を持たないとして削除された。国会の構成は、第54条で参議院で構成することを明記した。一院制を支持する委員はいなかった。また、現在の衆参両院の在り方については問題点が指摘された。

具体的には、①参議院が政党化し、政策競争よりも与野党間の政局が優先されている②選挙制度が衆議院とほぼ同じなのに衆議院と選挙時期が異なるため、国会の「ねじれ」が常態化する③権限面で衆議院の優越が徹底されておらず「決められない政治」が定着するなどが挙げられた。

また政策本位の国会審議を促す狙いから、新たに衆議院議員の任期を一つの会期とみなす「立法期」の導入を提案した(第65条)。現在の国会法は「会期不継続の原則」を定めており、議案が会期中に議決されない場合は、原則として廃案になる。新

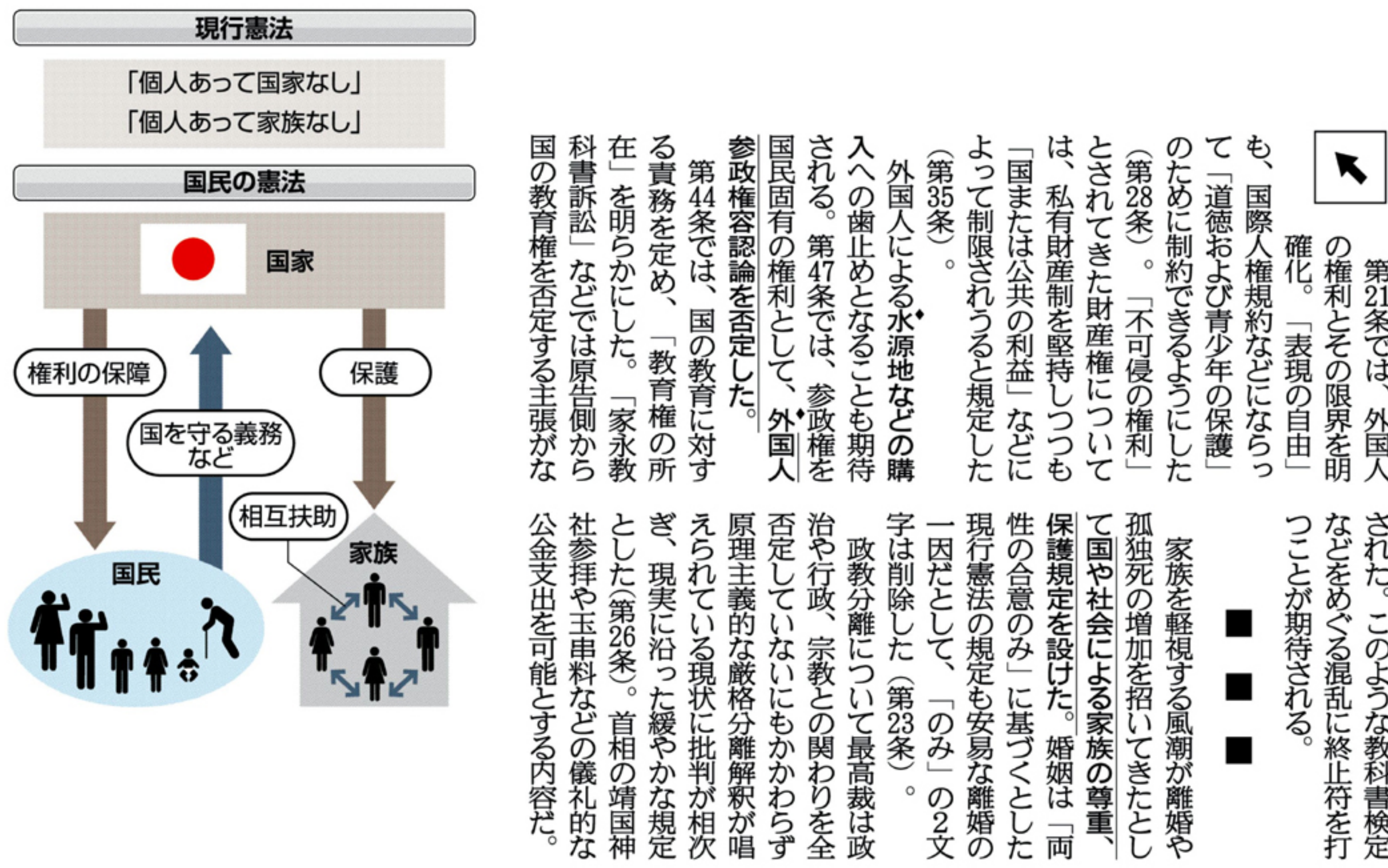
たに国会が開かれ再度、提出して審議をやり直さなければならない非効率性や、会期日程を盾に取った国会戦術が横行する弊害が指摘された。「通年国会制」も提言されてきた。

議員の任期を一つの会期とみなす制度は米、ドイツ、フランスなどで採用されており、立法期も同様の概念だ。ただ、一年中、国会を開くことは物理的に困難なため、会期制と併用し、休会期間を設けることが可能だ。

一方、これまでの国会の慣例では、同一会期中に同じ内容の議案を取り扱わない「一事不再議の原則」がある。これを「国民の憲法」下で立法期に当てはめた場合、いったん内閣不信任案が否決されてしまうと、長期間、国会が内閣の暴走を抑制できなくなる事態が生じる。

起草委員会では、一事不再議原則の適用を法案に限れば解決できるとの認識が一致したものの、「具体的な国会運営は国会自身に委ねるべきだ」との考えから、「国民の憲法」の条文では

は詳細を書き込まなかった。異なる議決をした場合、衆議院の3分の2以上の再可決で国会の議決とする要件も「過半数」に緩和した(第71条)。現行憲法では予算案には衆議院の優越が認められ、参議院が否決した議案が可決した予算案が自然成立する仕組みだ。だが、赤字国債の発行を可能にする公債特例法案など、予算案に付随する予算関連法案は衆議院の優越が自然成立しない。このため、予算が成立しても関連法案が通らず、執行に支障が生じかねない事態や、関連法案を「人質」に取って内閣の退陣を迫る原因になっているとの批判があった。起草委員会では、要件緩和に異論は出なかった。



◆公共の福祉 人権を制約できるための原理だが、その意味をめぐって争いがあった。  
◆水源地購入問題 中国をはじめとする外資が土地や森林買収をすすめる、水や安全などが脅かされている。

◆外国人参政権問題 外国籍住民の選挙の投票資格などを認めるか否かという問題。  
◆政党助成 現在は法律を根拠に政党助成金を議員数と得票数に応じて配分している。

# 産経新聞80周年「国民の憲法」要綱



## 第六章 内閣

- 第七九条(行政権) 行政権は、内閣に属する。
- 2 内閣の所轄のもと、法律の定めるところにより、必要やむを得ない範囲で、独立行政委員会を設置することができる。
- 第八〇条(内閣の構成、国会に対する連帯責任) 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣およびその他の國務大臣で構成する。
- 2 内閣総理大臣およびその他の國務大臣は、現に軍籍にある者であつてはならない。
- 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。
- 第八一条(内閣総理大臣の指名) 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。
- 2 衆議院と参議院が異なる指名をした場合には、両院協議会を開き、意見が一致しないときは、衆議院の指名が優先する。
- 第八二条(國務大臣の任命) 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。ただし、その過半数は、国会議員の中から任命しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、國務大臣を罷免することができる。
- 第八三条(内閣不信任の議決) 内閣は、衆議院で不信任案が可決され、または信任案が否決されたときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。
- 第八四条(内閣総理大臣が欠けたとき等の措置) 内閣総理大臣が欠けたとき、または衆議院議員の総選挙後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は総辞職をしなければならない。
- 2 内閣総理大臣が欠けたとき、または事故があつたときは、法律の定めるところにより、予め指定した國務大臣が、臨時にその職務を行う。
- 第八五条(内閣総理大臣の職務) 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。
- 2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、ならびに一般國務および外交関係について国会に報告する。
- 第八六条(内閣の職務) 内閣は、法律で定める職務のほか、次に掲げる職務を行う。
- 一 法律を執行し、國務を統括する。
- 二 外交関係を処理する。
- 三 条約を締結する。ただし、事前に、やむを得ないときは事後に、国会の承認を経なければならない。
- 四 法律の定める基準に従い、国の公務員に関する事務をつかさどる。
- 五 予算案および法律案を作成して国会に提出する。
- 六 政令を制定する。
- 第八七条(法律および政令への署名) 法律および政令には、すべて所管の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署しなければならない。
- 第八八条(國務大臣の訴追) 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。

- 3 緊急集会により採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会が開会されたのち、10日以内に衆議院の同意がない場合は、その効力を失う。
- 第六七条(議員の資格喪失) 両議院は、各々その議員の資格について争いが生じたときは、これを審査し、議決する。ただし、議員の資格を失わせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 第六八条(定数および表決) 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 第六九条(会議の公開および会議録) 両議院の会議は、公開とし、その議事は、会議録に記載しなければならない。ただし、出席議員の3分の2以上の賛成に基づき、秘密会にすることができよう。
- 第七〇条(議員の選任および議院規則、懲罰) 両議院は、各々議長その他の役員を選任し、会議その他の手続きを定めることができる。
- 2 両議院は、各々院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するためには、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第七一条(法律の議決) 法律案は、この憲法に特別の定めがある場合を除き、両議院で可決したときに法律となる。
- 2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なる議決をした法律案は、衆議院で出席議員の過半数により再び可決したときは、法律となる。ただし、衆議院で再び可決するときは、参議院で議決されたのち、30日を経なければならぬ。
- 第七二条(予算の議決) 予算案は、両議院で可決したとき、予算となる。
- 2 予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。
- 3 参議院で衆議院と異なる議決をしたときは、両院協議会を開いても意見が一致しないときは、または参議院が衆議院の可決した予算案を受け取つたのち、30日以内に議決しないときは、衆議院の先の議決によって、予算は成立する。
- 第七三条(条約の承認) 国会による条約の承認については、前条第1項および第3項の規定を準用する。
- 第七四条(人事案件の同意) 法律で定める公務員の就任については、国会の同意を得なければならない。
- 2 前項の案件は、先に参議院に提出しなければならない。
- 第七五条(議院の国政調査権) 両議院は、各々国政に関する調査を行い、証人の出頭および証言ならびに記録の提出を求めることができる。
- 第七六条(國務大臣の議院出席の権利および義務) 内閣総理大臣その他の國務大臣は、議院について発言するため議院に出席することができる。また、答弁または説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。
- 第七七条(裁判官の弾劾) 国会に、裁判官の罷免について裁判するため、弾劾裁判所を設置する。
- 2 裁判官の罷免の訴追は衆議院が行い、裁判は参議院が行う。
- 3 裁判官の弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。
- 第七八条(行政監視院) 参議院に、行政監視院を設置する。
- 2 行政監視院は、次の年度にその監視報告書を国会に提出し、承認を経なければならない。
- 3 行政監視院の組織および権限は、法律でこれを定める。

## 首相公選制 大衆迎合を懸念

**解説** 内閣の章では、首相公選制の導入の是非を議論した。起草委員全員が導入に肯定的で、「国民の憲法」では現行のルールによって「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する」とした。

首相公選制についてある委員は「全国民から直接選ばれた首相の懸念なども指摘された。また、首相のリーダーシップを強化するため、内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う」とした。

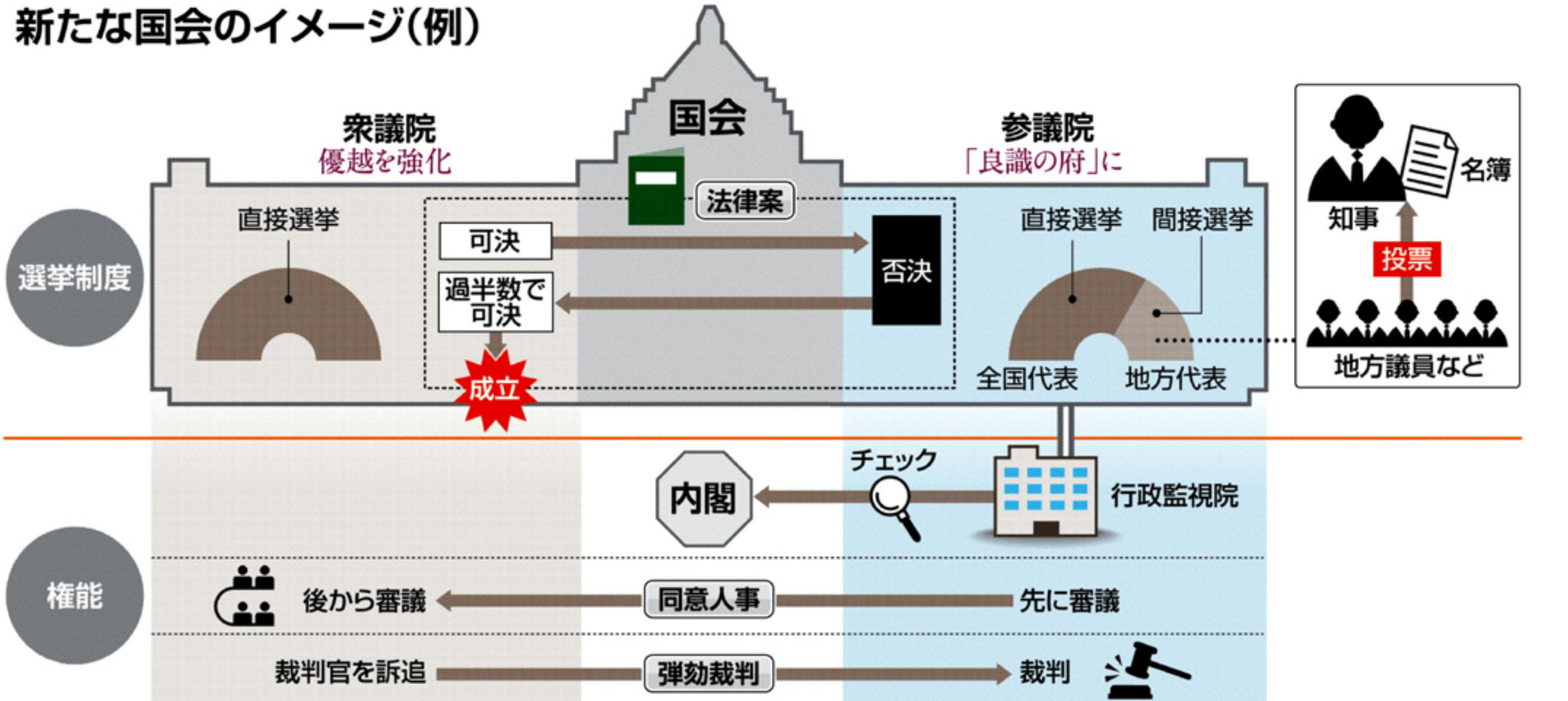
これは、現行憲法第72条に「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、行政各部を指揮監督する」と「内閣を代表して」という一語があるために、首相の指揮監督には関係が必要となつて、首相のリーダーシップを強化する一因と見られてきた。

「国民の憲法」には首相の臨時代理の条文も明記した。任期途中で病に倒れた小渕恵三元首相の例を念頭に「内閣総理大臣が欠けたとき、または事故があつたときは、法律の定めるところにより、予め指定した國務大臣が、臨時にその職務を行う」と明記した。

一方、国家公安委員会や公正取引委員会など内閣の指揮監督を受けずに独立して職務を行使する独立行政委員会について、「国民の憲法」では「必要やむを得ない範囲で、独立行政委員会を設置することができる」とした。委員会の合憲性を保証しながらも、人権侵害が保障し、言論・出版の自由を侵害し、権限が過度に拡大し、委員会の安易な設置に歯止めをかけた。



閣議は大切な内閣の意思決定機関だが、首相のリーダーシップ発揮が迫られる場面では迅速な決断の足かせとなる場合もある



**参議院を抜本的に改革**

参議院は、権能と選挙制度の2点で抜本改革を行った。その際、衆議院と競合するのではなく、衆議院の補完機能を持つよう配慮した。

権能では、第78条で、参院に行政監視院を置くことを定めた。参院は平成10年以降、決算と行政監視の機能を重視しており、行政監視院の設置は、さらなる機能強化の方策と位置付けた。具体案としては、米連邦議会の政府監査院(GAO)を念頭に、会計検査院と総務省行政評価局を統合して移管する案などが挙がった。ただ、問題提起にとどめ、組織や権限の詳細は「国民の憲法」の条文ではなく、法律で定めることとした。

また、第74条で国会同意人事の先議権を参院に付与。第77条で裁判官の罷免を行う弾劾裁判所について衆議院が訴追した人物を参院が裁判する

方法に改めるなど、衆参の役割分担を明確にした。

選挙制度では、第60条で参院議員の選出方法を「直接選挙および間接選挙」とした。議論の過程では、委員から、衆参両院のねじれを生まない制度とする一方、「良識の府」としての役割を取り戻すため、6年間の任期中に外交・防衛・安全保障問題など国家的な課題に取り組む人物を選べる制度や、地方の意見を国政に反映できる制度が必要だとの意見が出た。

また、そのためには「一票の格差」にとらわれるべきではないとの意見で一致した。

これを受けて複数の委員から、選出方法を①全国区またはブロック②都道府県の代表を選出する地方区③を併用する案がそれぞれ出された。

このうち、地方区では、知事による任命制や推薦制、知事が作成した候補者名簿の中から地方議員らが投票で選出する間接選挙が提言された。

全国区では、人気投票となることを避けながら専門家や知識人を選出する制度として、拘束名簿式の比例代表・直接選挙制が出された。ブロックでは「地域の歴史、風土や多様性を代表する人物」を選出する案が示された。

ただ、任命・推薦制については「選挙を経ない議員が国民権の下で受け入れられるかは疑問」との意見が出て採用を見送った。拘束名簿式も「全国規模の政治団体が影響力を行使すれば、必ずしも見識の高い人物が選ばれるとは限らない」との指摘があった。

これらの議論を踏まえ、「国民の憲法」では直接・間接選挙を併用して選出することだけを明記した。

## 権能・選挙 衆議院補完 良識の府復活へ

# 産経新聞80周年「国民の憲法」要綱

## 第七章 裁判所

**第八九条 (司法権)** 司法権は、最高裁判所ならびにこの憲法および法律の定めるところにより設置される下級裁判所に属する。

2 行政機関は、終審として裁判を行うことができない。

**第九〇条 (軍事裁判所)** 軍事に関する裁判を行うため、軍事裁判所を設置する。ただし、平時の裁判は二審制とし、最高裁判所を終審裁判所とする。

2 軍事裁判所に関する事項は、法律でこれを定める。

**第九一条 (司法権の独立)** 司法権の独立は、これを侵してはならない。

2 すべて裁判官は、この憲法および法律ならびに裁判官としての良心に従い、独立してその職権を行使する。

**第九二条 (裁判官の身分保障、報酬)** 裁判官は、裁判によって心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合、および弾劾裁判によって罷免の裁判を受けた場合を除き、罷免されない。

2 裁判官は、定期に相当額の報酬を受ける。

**第九三条 (最高裁判所の裁判官)** 最高裁判所は、長官および法律の定める員数の裁判官で構成する。

2 最高裁判所長官は、内閣が指名し、その他の裁判官は、内閣が任命する。

3 最高裁判所の裁判官の任期は10年とし、再任することができる。

**第九四条 (終審裁判所)** 最高裁判所は、一切の条約、法律、命令、規則または処分の憲法適合性を判断する権限を有する終審裁判所である。

**九五条 (最高裁判所の規則制定権)** 最高裁判所は、訴訟手続きその他について、規則制定権を有する。

**第九六条 (下級裁判所の裁判官)** 下級裁判所は、法律の定める員数の裁判官で構成する。

2 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所が指名した者の名簿の中から、内閣が任命する。

3 裁判官の任期は10年とし、再任することができる。

**第九七条 (裁判の公開)** 裁判所の審理および判決は、公開の法廷でこれを行うことができる。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序または公益上、重大な支障が生じるおそれがあると決定した場合、審理は、これを非公開とすることができる。

## 第八章 財政

**第九八条 (財政運営の基本原則)** 国の財政は、国会の議決に基づいて、これを運営しなければならない。

2 国および地方自治体は、将来の世代のために、財政の健全な維持および運営に努めるものとする。

**九九条 (租税法律主義)** 新たに租税を課し、または現行の租税を変更するためには、法律または法律の定める条件によらなければならない。

**第一〇〇条 (国費の支出および国の債務負担)** 国費を支出し、または国が債務を負担するためには、国会の議決を必要とする。

**第一〇一条 (継続費および予備費)** 複数年度にわたる支出が必要な事業については、法律でこれを定める。

**第一〇二条 (公金の濫用の禁止)** 公金は、これを濫用してはならない。

2 教育、研究、芸術、慈善、博愛その他公共の利益に資する事業に対する公金の助成については、法律でこれを定める。

**第一〇三条 (予算不成立の場合の措置)** 会計年度が終了するまでに、翌年度の予算が成立しないときは、内閣は、法律の定めるところにより、暫定期間に限り、特に必要と認められる支出を行うことができる。

2 内閣は、前項の支出について、予算の成立後、国会の承認を経ることを必要とする。

**第一〇四条 (会計検査)** 国の収入支出の決算を検査する独立機関として、会計検査院を設置する。

2 会計検査院は、次の年度に、その検査報告書を国会に提出しなければならない。

3 会計検査官は、国会の同意を得て、内閣が任命する。ただし、この案件は先に参議院に提出しなければならない。

4 会計検査院の組織および権限は、法律でこれを定める。

籍を有する者が、直接選挙する。

**第一〇九条 (地方自治体の権能、条例制定権の限界)** 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の趣旨に反しない範囲で、条例を制定することができる。

**第一一〇条 (課税自主権および国の財政措置)** 地方自治体は、条例の定めるところにより、住民に対し地方税その他の租税を課することができる。国は、地方自治を保障するため、地方自治体に対して、必要な財政措置を講じなければならない。

## 第九章 地方自治

**第一〇五条 (地方自治の基本原則)** 地方自治は、住民の福利を旨とし、地方自治体の責任のもと、住民の意思に基づき、自主的に行われなければならない。

**第一〇六条 (地方自治体の種類)** 地方自治体は、その基礎となる市町村およびこれを包摂する広域地方自治体とする。

2 地方自治体の組織および運営については、法律でこれを定める。

**第一〇七条 (国との協力)** 地方自治体は、第一三条(国家主権、国および国民の責務)を踏まえ、国の統一性の保持に努め、国と協力しなければならない。

**第一〇八条 (地方自治体の議会および公務員の選挙)** 地方自治体には、法律の定めるところにより、その議決機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長、議会の議員および法律の定めるその他の公務員は、その地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が、直接選挙する。

**第一〇九条 (地方自治体の権能、条例制定権の限界)** 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の趣旨に反しない範囲で、条例を制定することができる。

**第一一〇条 (課税自主権および国の財政措置)** 地方自治体は、条例の定めるところにより、住民に対し地方税その他の租税を課することができる。国は、地方自治を保障するため、地方自治体に対して、必要な財政措置を講じなければならない。

# 最高裁判事 国民審査は廃止

**解説** 標題について、第一なるに伴い、「文民統制」を確保し、軍の規律を維持するたに軍事裁判所の設置が必要となる。また、有事の際には迅速な軍事裁判が求められることから、二審制は非現実的であるとの問題提起がなされ、第90条の後段で「平時の軍事裁判は二審制とし、最高裁判所を終審裁判所とする」との表現に落ち着いた。軍事裁判所の詳細については、法律で定めるところとした。

有権者が最高裁判事を罷免するかどうかの意思表示を現行の国民審査制度は形骸化しているとして、「国民の憲法」では廃止することとした。一方で現実離れした司法判断

裁判所のもとにある通常裁判所の系列に位置づける方向で議論が進んだ。また、有事の際には迅速な軍事裁判が求められることから、二審制は非現実的であるとの問題提起がなされ、第90条の後段で「平時の軍事裁判は二審制とし、最高裁判所を終審裁判所とする」との表現に落ち着いた。軍事裁判所の詳細については、法律で定めるところとした。

有権者が最高裁判事を罷免するかどうかの意思表示を現行の国民審査制度は形骸化しているとして、「国民の憲法」では廃止することとした。一方で現実離れした司法判断

### 「裁判所」の章のポイント

- 第五章「国会」、第六章「内閣」との整合性をとり、第七章は「裁判所」
- 軍の保持に伴い、軍事裁判所を設置
- 司法権の独立を明確化
- 国民審査制度は廃止
- 裁判官の報酬減額禁止規定は削除

# 国・地方に健全化努力求める

**解説** 第八章では、「財政の健全性確保」を国や地方自治体の努力目標とする。憲法に財政の均衡を盛り込む動きが近年、欧州で相次いでいることが報告され(スイス、ドイツ、スペインなど)、国や地方自治体の債務残高が膨らみ込むことへの一致した

国や地方自治体の努力目標とする。憲法に財政の均衡を盛り込む動きが近年、欧州で相次いでいることが報告され(スイス、ドイツ、スペインなど)、国や地方自治体の債務残高が膨らみ込むことへの一致した

国や地方自治体の努力目標とする。憲法に財政の均衡を盛り込む動きが近年、欧州で相次いでいることが報告され(スイス、ドイツ、スペインなど)、国や地方自治体の債務残高が膨らみ込むことへの一致した

# 誤った「地域主権」主張 否定

**解説** 地方自治の章では、「住民自治」と「団体自治」という地方自治の本旨を端的に盛り込み「地方自治は、住民の福利を旨とし、地方自治体の責任のもと、自主的に行われなければならない」として、現行憲法は地方自治の本旨を具体的に示していないと主張を明確に否定した。

「国民の憲法」では「住民自治」と「団体自治」という地方自治の本旨を端的に盛り込み「地方自治は、住民の福利を旨とし、地方自治体の責任のもと、自主的に行われなければならない」として、現行憲法は地方自治の本旨を具体的に示していないと主張を明確に否定した。

「国民の憲法」では「住民自治」と「団体自治」という地方自治の本旨を端的に盛り込み「地方自治は、住民の福利を旨とし、地方自治体の責任のもと、自主的に行われなければならない」として、現行憲法は地方自治の本旨を具体的に示していないと主張を明確に否定した。

◆首相公選制 国民が直接、選挙で首相を決める制度。議院内閣制のわが国では採用されていない。  
◆人権委員会 人権救済を目的とする独立行政委員会が強大な権限を持つ。民主党政権下で廃案に。  
◆道州制 効率的な行政を期待し、府県より広い道を置く広域行政の一形態。



# 産経新聞80周年「国民の憲法」要綱



## 第十章 憲法秩序の保障

第11条(憲法の最高法規性) この憲法は、国の最高法規であつて、これに反する条約、法律、命令、規則または処分は、効力を有しない。

第12条(憲法の遵守義務) 天皇または摂政、國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を遵守し、その条規に反する行為をしてはならない。

2 国民は、この憲法を遵守する義務を負ふ。

第13条(最高裁判所による憲法保障) 憲法の最高法規性を保障するため、最高裁判所の中に、憲法判断を専門に行う憲法裁判部を設置する。憲法裁判部の裁判官は、最高裁判所の裁判官の中から、互選により選出する。

2 裁判所が、具体的争訟事件において、適用される条約、法律、命令、規則または処分が憲法に違反するおそれがあるときは、裁判手続を中断し、最高裁判所の判断を求めることができる。

3 憲法裁判部は、適用される条約、法律、命令、規則または処分が憲法に違反しないと判断したときは、当該下級裁判所に通知し、憲法に違反する疑いがあるとき、または判例の変更もしくは新たな憲法判断が必要と認められたときは、裁判官全員で構成する大法廷に回付しなければならない。最高裁判所が憲法違反と判断した条約、法律、命令、規則または処分は、その争訟事件において、効力を有しない。

4 憲法裁判部の組織および運営については、法律でこれを定める。

5

## 第十一章 緊急事態

第14条(緊急事態の宣言) 外部からの武力攻撃、内乱、大規模テロ、大規模自然災害、重大なサイバー攻撃その他の緊急事態が発生した場合には、内閣総理大臣は、国会の事前または事後の承認のもとに、緊急事態を宣言することができる。

第15条(緊急命令および緊急財政処分) 緊急事態が宣言された場合には、危機を克服するため、内閣は法律に代わる政令を定め、および緊急財政処分を行うことができる。

2 前項の目的を達するため、必要やむを得ない範囲で、内閣は、第三〇条「通信の秘密」、第三四條「居住、移転および職業選択の自由」、第三

第16条(失効宣言) 前条の政令および緊急財政処分について、内閣は、速やかに国会の承認を経なければならない。

2 前項の承認が得られなかったときは、内閣はその失効を宣言しなければならない。

五条(財産権および知的財産の保護)、第三六条(適正手続の保障)および第三七条(逮捕、抑留・拘禁および捜索・押収に対する保障)の権利を制限することができる。

第17条(失効宣言) 前条の政令および緊急財政処分について、内閣は、速やかに国会の承認を経なければならない。

2 前項の承認が得られなかったときは、内閣はその失効を宣言しなければならない。

## 第十二章 改正

第17条(憲法改正の手續および公布) この憲法の改正は、各議院の総議員の過半数の議決により、国会が国民に提案して、その承認を経なければならない。この承認には、憲法改正のための国民投票において、有効投票の過半数の賛成を必要とする。

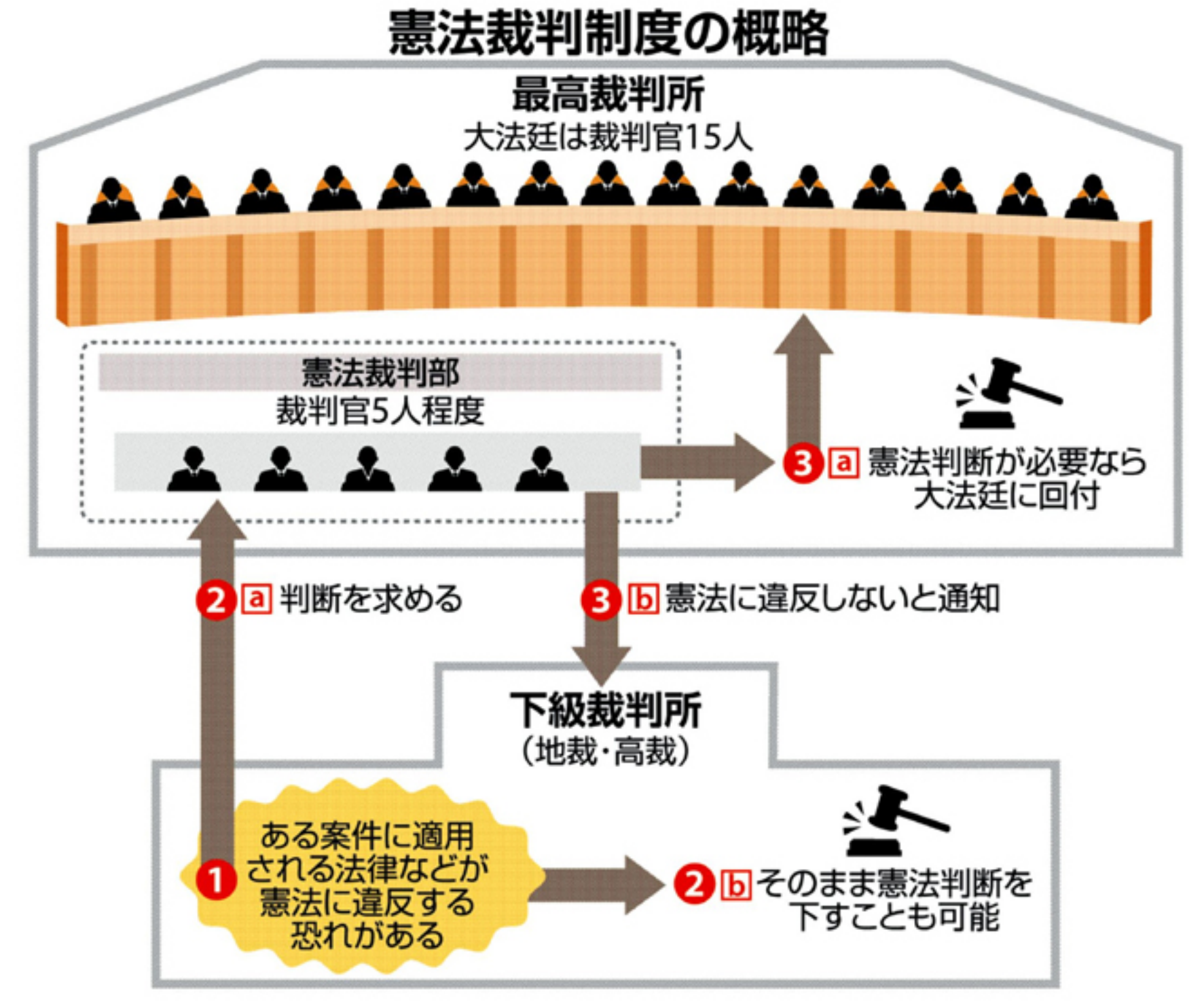
2 憲法改正について、前項の承認を得たときは、天皇は、直ちにこれを公布する。

# 国民も憲法守り 国家支えて

**解説** 新たに設けられた憲法秩序の保障の章では、憲法の最高法規性を明記した上で公務員に加え、国民に憲法を守る義務を課した。これは「憲法とは国家権力を制約し国民の権利を守るもの」との偏重した憲法観を排し、国家は運命共同体で憲法とは国家の主権者たる国民が国の形を示すものである、との考えに立脚したものだ。国家を成り立たせているのは国民であり、国民が憲法を守り国家を支えなければ結果的に国民の権利も守られない、この観点からこの義務を加えることで委員の意見が一致した。同様の趣旨で第19条2項に国民の法令遵守義務も規定している。

憲法違反の疑いがある訴えが起されたときに迅速・適切な憲法判断を仰ぐことができるよう、最高裁判所とは別に独立した憲法裁判部を設置すべきとの意見も提起された。しかし、憲法裁判部が暴走して違憲判決を乱発し、国政の混乱を招いている韓国などの例を鑑み、最高裁判所内に「憲法裁判部」を新設することで落ち着いた。

例えば国会議員定数訴訟のように全国各地で同じような憲法裁判が提起された場合、下級裁判所で裁判手続を中止して最高裁判所に直接、判断を求めることが可能となる。ここで示された最高裁判所の判断は同様の争訟事件を担当する下級裁判所を拘束することとなる。これによって憲法裁判の長期化を回避し、憲法解釈の統一性が確保されることを期待されている。



**憲法裁判部ってなに?** 最高裁判所の中に設けられる憲法裁判部は、最高裁判事(長官を含め15人)の中から5人程度の裁判官が充てられる。地裁、高裁といった下級裁判所で審理される争訟事件の中で、適用される法律などが憲法に違反する恐れがあると判断された場合、下級裁判所はその争訟事件の憲法判断を憲法裁判部に求めることができる(現在のよう、そのまま下級裁判所で憲法判断を下すことも可能としている)。

憲法裁判部ではその法律などが憲法に抵触しないと判断した時は、下級裁判所にその旨を通知する。一方、法律などが憲法違反の疑いがある、または新たな憲法判断の必要性があると認められた場合、その案件は大法廷に回付され、15人の裁判官の合議にかけられる。

現在は地裁で違憲判決が下された後に、高裁を飛び越えて最高裁の判断を求める「飛躍上告」制度があるものの、判決確定まで時間がかかりすぎる難点があった。憲法裁判部では、下級審で判決を下すまでもなく、その案件に適用される法律などに「違憲の疑いがある」と判断された段階で憲法判断を専門に行う最高裁の憲法裁判部の判断を仰ぐことができる。新制度によって、憲法の趣旨が下位法に対してこれまで以上に貫徹されるようになることが期待される。

## 違憲か即判断 ■ 解釈統一しやすく

# サイバー攻撃 深刻化を勘案

**解説** 現行憲法の規定が国家緊急事態について著しく不備であるという認識は、当初から各委員に共通していた。2年前の東日本大震災の教訓も踏まえ、独立の章立てに起草委員会では、ほとんどの国で憲法に定められている緊急事態対処規定の例が調べられた。

しかも、この規定は連合国軍総司令部(GHQ)の草案にはなく、日本側が再三、申し入れた結果、設けられたものだ。委員の一人から、国会閉会中であつても、内閣が緊急事態宣言を発することができ、国会の武力攻撃に対して緊急に設置された議院が防衛の権限を行使

する「立法型」の2つに分類された。

前者の「行政型」の政府による緊急事態への対処が、必ずしも議会の閉会中に限られていないことも確かめられた。現行憲法には、国会閉会中の参院の緊急集会の規定(第54条)しかなく、欠陥が改めて浮き彫りになった。

しかも、この規定は連合国軍総司令部(GHQ)の草案にはなく、日本側が再三、申し入れた結果、設けられたものだ。委員の一人から、国会閉会中であつても、内閣が緊急事態宣言を発することができ、国会の武力攻撃に対して緊急に設置された議院が防衛の権限を行使

する行政型の原案が示され、これをもとに文案が練られた。

第115条で、緊急事態宣言が発せられた際に「法律に代わる政令」制定や「緊急財政処分」を行うことができることとした。ここでは主語を「内閣」とした。

さらに、同条2項で、緊急事態の際、「必要やむを得ない範囲で制することができる(私権)」として、「通信の秘密」「居住、移転および職業選択の自由」「財産権」などを挙げた。

この私権制限も、現行の日本の法体系に欠けた重要な規定だ。産経はこれまでも、国際人権規約が非常事態が宣言された際の「一時的な自由・権利の制限を認めている点などを指摘し、

国家緊急時における私権制限の必要性を訴えてきた。

現行の災害対策基本法(災害対応法)は、大規模災害時に首相(内閣総理大臣)が「災害緊急事態の布告」を発することができると定め、生活必需品の配給や物価統制などの緊急措置を規定している。

東日本大震災で、当時の菅直人首相は、国会が閉会中にもかかわらず、この理由で、災害対応法に基づき「災害緊急事態」の布告を行わず、「重大緊急事態」に対処するための安全保障会議も開かなかった。

菅直人首相の不作為責任は免れないが、非常事態に関する現行憲法を中心とする法体系に不備があることも事実である。

憲法に国家緊急事態への対処規定が明記されれば、災害対応法や災害緊急事態に関する規定や、国会法の参院緊急集会に関する規定の改正が必要になる。

日本が武力攻撃を受けた場合に備える現行の国民保護法は、国民の協力にたつて、「自発的な意思のゆだねられ」「強制があつてはならない」としている。国民の自由と権利の制限は「必要最小限」とされ、「公正かつ適正な手続」も求められている。

私権制限が無きに等しい国民保護法のこれらの規定も改正を求められる。

災害対応法や国民保護法を統合した「緊急事態基本法」の制定も必要になるだろう。

# 発議要件 3分の2 ↓ 過半数

**解説** 改正の章では、「国民の憲法」の改正に必要な手続を定めた。現行憲法は施行以来、一度も改正がなく世界でも指折りの古い憲法と化している。

その原因は「この憲法の改正

は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」とした第96条にある。

衆議院と参議院でそれぞれ総議員の3分の2以上の賛成がな

ければ、発議すらできない。裏返せば「参議院でわずか3分の1超の議員が反対すれば、憲法改正は不可能」という高いハードルで、安倍晋三内閣もここから正していくべきかという考えが、議員の間で広がっている。

起草委員会の議論でも「憲法は状況に応じて柔軟に対応し何れでも改正を図れるものである」という意見が出された。

「国民の憲法」の条文では「この憲法の改正は、各議院の総議員の過半数の議決により、国会が国民に提案し、その承認を経なければならない。この承認には、憲法改正のための国民投票において、有効投票の過半数の賛成を必要とする」となっている。

現行憲法第96条に関しては、7月に予定されている参院選の争点となること必至で、国会でも改正機運が高まっている。自民党に続いて橋下徹共同代表率いる日本維新の会も第96条の改正の必要性を強調。一方、民主党は改正に消極的な見解を重ねて示している。

法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布す

## 「改正」の章のポイント

- 憲法改正の発議要件を緩和。両議院の議員の過半数で発議可能にした
- 国民が主権行使できる憲法に

## 「緊急事態」の章のポイント

- 「緊急事態宣言」を首相の判断で可能に
- 緊急事態に「重大なサイバー攻撃」を加えた
- 内閣は「緊急政令」と「緊急財政処分」が可能
- 緊急事態下、私権の制限を憲法で明記
- 困難にも国民九で対処できる憲法に

## 現行の条文

第九六条(憲法改正の発議) 憲法の改正は、各議院の総議員の過半数の議決により、国会が国民に提案して、その承認を経なければならない。この承認には、憲法改正のための国民投票において、有効投票の過半数の賛成を必要とする。

第九七条(憲法改正の公布) 憲法改正について、前項の承認を得たときは、天皇は、直ちにこれを公布する。